

(趣旨)

第 1 条 この運営規程は、医療法人社団石田内科が開設する デイサービスおれんじ(以下「デイ」という。))が行う指定地域密着型通所介護及び指定 1 日型デイサービス(以下「サービス」という。)の事業の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 デイは、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図るため、要介護状態(指定 1 日型デイサービスにあたっては要支援状態及び事業対象者)にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 サービスは、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、排泄、食事の介助等日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

デイの実施にあたっては、地域住民、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要項」に定める内容に遵守し事業を実施するものとする。

(デイの名称等)

第 4 条 デイの名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスおれんじ

(2) 所在地 広島市西区己斐上二丁目 11 番 3 号

(職員の職種・員数及び職務内容)

第 5 条 デイに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管 理 者	1 名 (常勤兼務)	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	2 名 (常勤兼務)	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、各々の利用者に応じたサービス計画の作成、デイのサービスの調整、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
看護職員	2 名 (非常勤兼務)	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を明確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。
介護職員	6 名 〔 常勤専従 3 名 常勤兼務 3 名 〕	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
機能訓練指導員	2 名 (非常勤兼務)	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。看護職員が兼務

- 2 前項の他にデイは医療法人社団石田内科(診療所)との業務協力確認書に基づき、次のとおりの連携を行なうこととする。
- (1) デイの看護職員業務及び機能訓練指導員業務に必要な時間、適切な職員の派遣
- (2) デイの営業時間帯において密接かつ適切な連携。

(営業日・営業時間及びサービス提供時間)

第 6 条 デイの営業日・営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8 月 13 日から 15 日まで、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間は、8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間は、9 時 40 分から 16 時までとする。

(デイの利用人員)

第 7 条 デイの利用定員は、1 日 18 名とする

(デイの内容)

第 8 条 デイの内容は次のとおりとする。

健康状態の確認	利用者個人台帳を作成し、利用当日の体温、血圧測定等の健康チェックを行う。
口腔ケア	口腔衛生、摂食、嚥下機能に関しての課題に対して必要なサービスを行う。
運動	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身活性化を図るための体操・運動を提供する。
アクティビティ	利用者の仲間づくり、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定に資するようなアクティビティを実施する。
送迎	利用者を自宅まで送迎できるよう計画を立て実施する。また、車両の運行については常に安全運転を心掛け交通事故の発生の防止に努める。
食事	栄養のバランスを配慮したものとし、食事制限等がある場合は、普通食以外の食事内容に変更するものとする。また、利用者の嗜好の把握にも心がけ、満足いく食事を提供するよう努める。
入浴	諸事情により自宅における入浴が困難な利用者に対し入浴介助を行う。

(地域密着型通所介護計画・1 日型デイサービス計画)

第 9 条 管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及び環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画(1 日型デイサービス計画)を作成するものとする。

2 管理者及び生活相談員は、それぞれの利用者に応じた地域密着型通所介護計画(1 日型デイサービス計画)を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 地域密着型通所介護計画(1 日型デイサービス計画)の作成にあたっては、既に当該居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- 4 職員は、それぞれの利用者について地域密着型通所介護計画(1 日型デイサービス計画)に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(料金その他の費用の額)

第 10 条 料金その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は市長が定める基準によるものとする。
- (2) 前号に規定するもののほかデイにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。
 - ①交通費 通常の事業の実施地域を超える場合の交通費。1kmにつき 30 円。
 - ②昼食・おやつ代 750 円
 - ③リハビリパンツ 110 円
 - ④尿パッド 40 円
 - ⑤クラブ活動材料費 実費
 - ⑥複写物 20 円
- (3) 前号の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、己斐上一～六丁目、己斐中一～三丁目、己斐大迫一～三丁目とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条 デイのサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、デイの職員などの勤務体制その他利用申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第 13 条 デイは、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る居宅介護支援事業所並びに地域包括支援センターへの連絡、適当な他の事業所等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 14 条 デイは、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(サービス提供の記録)

第 15 条 デイは、サービス提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(利用者の留意事項)

第 16 条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 利用日に身体的異常があった場合には利用は控えて頂き、電話での連絡をすること。
- (2) デイ内での飲酒は原則として禁止する。
- (3) 持ち物、衣類等の所持品についての紛失、破損については責任を負わないので必ず記名すること。

(利用者に関する市町村への通知)

第 17 条 デイは、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにデイの利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態の程度を増進させたと認められる場合
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(緊急時における対応方法)

第 18 条 職員はサービスの実施中に利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 19 条 サービス提供中における事故の対応は次のとおりとする。

- (1) デイは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (3) 事故が発生した場合の対応マニュアルについては、別途定める。

(苦情処理)

第 20 条 サービス利用等による利用者及び家族等からの苦情については、次のとおり処理する。

- (1) デイは、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講ずることとする。
- (2) デイは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- (3) デイは、提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行うこととする。
- (4) デイは、市町村からの求めがあった場合には、前号の改善の内容を市町村に報告することとする。
- (5) デイは、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合

会から指導または助言を受けた場合においてはそれに従って必要な改善を行うこととする。

- (6) デイは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前号の改善の内容を報告することとする

(記録の整備)

第 21 条 デイの記録の整備は次のとおりとする。

- (1) デイは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- (2) デイは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存することとする。
 - ①地域密着型通所介護計画書(1 日型デイサービス計画書)
 - ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③市町村への通知に係る記録
 - ④苦情の内容等の記録
 - ⑤事故の状況及び事故に際しての処置についての記録

(非常災害対策)

第 22 条 デイは、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
年 2 回実施 (6 月・12 月)

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業者は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 24 条 サービス利用中の身体拘束に関しては、以下の通りとする。

- (1) デイは、通所サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行なわないものとする。
- (2) 前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束に係る会議等において検討し、利用者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を詳細に説明して十分な理解を得るものとする。
- (3) デイは、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録するものとする。

(職員研修)

第 25 条 デイは、通所サービスの向上を図るため、適時適切に研修の機会を確保するものとする。

(第三者評価の実施)

第 26 条 デイは、運営推進会議において地域住民代表・ご利用者・家族代表に情報公開を行なうとともに意見を聞く機会を設ける。
年 2 回実施(4 月・10 月)

(業務継続計画の策定等)

- 第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続改革」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 29 条 その他運営に関する事項については次のとおりとする。

- (1) デイは、管理者及びその他の職員の資質の向上を図るために社外研修の機会を積極的に確保し、業務体制の整備をする。
- (2) デイは、衛生管理に努め、感染症が発生し又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- (4) デイは、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、予め文書で利用者及び家族の同意を得ておくものとする。
- (5) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団石田内科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 11 月 6 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。